

平成 30 年富良野市教育委員会第 3 回臨時会

開催年月日	平成 30 年 5 月 28 日（月） 午後 2 時 18 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階教育委員会室
出席委員	委員長 吉 田 幸 男 委員 津 山 正 樹（委員長職務代理者） 委員 菅 野 義 則 委員 宮 本 鎮 栄 教育長 近 内 栄 一
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 山 下 俊 明 学校教育課長 稲 葉 武 則 社会教育課長 吉 田 等 こども未来課長 山 本 将 誉 学校教育課管理係長 石 坂 征 和
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市放課後児童健全育成事業の設置及び運営の基準に関する条例の一部改正について 議案第 2 号 富良野市社会教育委員の委嘱について 議案第 3 号 富良野市青少年補導センター補導員の委嘱について 議案第 4 号 富良野市学社融合推進委員会委員の委嘱について 議案第 5 号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について 議案第 6 号 富良野市教育委員会公印規程の一部改正について 議案第 7 号 富良野市教育委員会教育長の営利企業等への従事について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 宮 本 鎮 栄 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 2 時 18 分

吉田委員長

只今より平成 30 年富良野市教育委員会第 3 回臨時会を開会いたします。
会議録署名委員には、宮本委員にお願い致します。

吉田委員長

これより 議題に入ります。
日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

吉田委員長

次に、日程第二に入ります。

議案第1号を議題とします。

議案第1号「富良野市放課後児童健全育成事業の設置及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を説明願います。

山下教育部長

議案第1号 富良野市放課後児童健全育成事業の設置及び運営の基準に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、平成30年4月1日から放課後児童健全育成事業の設置及び運営の基準に関する条例の一部改正する省令の施行に伴い、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要についてご説明申し上げます。

第10条第3項第4号の改正は、放課後児童支援員の資格要件を明確にするもので、特別支援学校の免許状のみを有する者、臨時免許状、特別免許状を有しているもの及び教員免許更新制の導入によりかつて教員免許を取得し、その後に更新講習を受講・修了していない者、あるいは免許状の有効期間を経過している場合についても、対象にしようとするものでございます。

また、第10条第3項に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を加え、現行の有資格要件を満たさないが一定の実務経験のある者を対象として、放課後児童支援員の資格要件を拡大しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

《各委員より「なし」の声》

吉田委員長

無ければ、議案第1号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
次に議案第2号を議題とします。
議案第2号「富良野市社会教育委員の委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第2号 富良野市社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。
本件は、本年4月30日をもちまして社会教育委員の任期が満了いたしますので、富良野市社会教育委員設置条例に基づき、学校関係者、各社会教育関係団体等に推薦を依頼し、あわせて一般公募も行いました。
その結果、議案のとおり10名の推薦、2名の公募がございました。
委嘱期間につきましては、平成30年5月1日より平成32年4月30日までの2年間を委嘱するものでございます。
委員12名の内訳でございますが、学校教育関係として富良野市校長会より2名、富良野高等学校1名の計3名、社会教育関係団体として富良野市文化団体協議会、富良野中央婦人会、富良野市PTA連合会、富良野市子ども会育成連絡協議会及びNPO法人ふらの体育協会より計5名、学識経験者、公募委員で計4名となっております。
なお、12名の委嘱に予定者のうち再任は5名、新任は7名でございます。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

《各委員より「なし」の声》

吉田委員長

無ければ、議案第2号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
次に議案第3号を議題とします。
議案第3号「富良野市青少年補導センター補導員の委嘱について」を説明願いま

す。

山下教育部長

議案第 3 号 富良野市青少年補導センター補導員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市青少年補導センター補導員につきまして、教員の異動及び所属団体での役員交替等に伴い、欠員となりました補導員につきまして補充をするもので、教員 10 名、P T A 4 名、合わせて計 14 名を残任期間の平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで委嘱をするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

吉田委員長

無ければ、議案第 3 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第 4 号を議題とします。

議案第 4 号「富良野市学社融合推進委員の委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第 4 号 富良野市学社融合推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、異動等に伴う欠員 12 名の補充をするもので、推進委員 10 名につきましては、各地区推進部会及び関係団体より推薦をいただき、幹事 2 名につきましては、教頭会より推薦をいただきましたので、それぞれ前任者の残任期間であります平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間委嘱をするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

《各委員より「なし」の声》

吉田委員長

無ければ、議案第4号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に議案第5号を議題とします。

議案第5号「富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第5号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市子ども・子育て会議設置条例第3条第2項の規定に基づき、委員14名を委嘱しているところでございますが、委員の所属団体における役員変更により、別紙のとおり新たに4名の委員の委嘱を行うものであります。

委嘱期間につきましては、前任者の残任期間とし、平成30年5月1日から平成31年11月30日とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

吉田委員長

無ければ、議案第5号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第6号を議題とします。

議案第6号「富良野市教育委員会公印規程の一部改正について」を説明願います。

山下教育部長

議案第 6 号 富良野市教育委員会公印規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例に基づき、文化に関する事務を平成 28 年 4 月 1 日から市長に事務移管をしているところでありますが、本規程に事務移管前の内容が残されておりましたので、関係する条例及び規則との整合性を図るため、本規程を改正しようとするもので、本規程別表から既に市長へ事務移管しております、富良野文化会館長印の項を削除しようとするものでございます。

なお、施行月日は、平成 30 年 5 月 29 日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

吉田委員長

無ければ、議案第 6 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に議案第 7 号を議題とします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、近内教育長の退席を求めます。

《近内教育長退席》

吉田委員長

議案第 7 号「富良野市教育委員会教育長の営利企業等への従事について」を説明願います。

山下教育部長

議案第 7 号 富良野市教育委員会教育長の営利企業等への従事について、ご説明申し上げます。

本件は、本年6月14日から新教育長就任により、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項が適用されることに伴い、教育長の営利企業の役員就任について協議するものでございます。

教育長は、現教育長に就任前の総務部長在籍時から、別紙企業、いわゆる第三セクターの役員として就任しているところでありますが、引き続き同社の役員（取締役）として就任することについて、同法に基づき、教育委員会の許可をいただこうとするものでございます。

なお、企業の概要につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

吉田委員長

無ければ、議案第7号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。
近内教育長の復席を求めます。

《近内教育長復席》

吉田委員長

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。
これをもって平成30年第3回富良野市教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時28分